

給食費無償化も検討されるべき

こどもの貧困対策

少子化や貧困の世代間連鎖が問題になってくる現在、学校給食費の無償化、または第二子、第三子を無料にするなどの助成を行う自治体が増えています。



10月22日に議会運営委員会が視察で訪れた福井県永平寺町も今年度から小中学校の給食費を無償化しました。

憲法26条では「義務教育は無償とする」としてありますが、理念のままでは、完全な無償化にはなっていない。

「給食費を無償に」という要求は、愛知自治体キャラバンが25日行った要請項目にも入っています。それに対する市側の回答は疑問符のつくものでした。(下枠内)

法律を盾に無償化を拒む市の考えは誤り

市の回答は法律上でないと言っているようにもとれますが、それでは、永平寺町など無償化に取り組む自治体が法を犯しているともいえるのでしょうか？

考え方に誤りがあります。市が回答で挙げている学校給食法第11条は、経費の負担区分を

あきらかにしたもので「(自治体が)給食費の一部を補助するような場合を禁止するものではない」と、政府自身がはっきり認めています(※1)。

自治体の対応も格差が広がる

給食費を無償にしたり、助成を拡大したりする自治体がある一方で、滞納増加を理由に法的措置をとる所もあります。自治体間の格差も広がっています。

少子化、貧困の世代間連鎖が問題になってくるときに、学校給食費の無料化、助成の動きが起きているのは、世論の反映です。

市には教育の完全無償化に近づける努力が求められます。また、こどもの貧困問題に関わる施策の一つとして、給食費の無償化も検討

されるべきメニューのひとつだと考えます。

今年度当初予算では、学校給食費受入金として約3億4千万円が計上されており、尾張旭市で学校給食費を無料にしようとすると、それだけの費用を見込む必要があります。金額としては大きなハードルですが、少なくとも市が言う法的にできないという認識は根拠がありません。

※：文部省(当時)の事務次官通達「学校給食法並びに同法施行令等の施行について」。各都道府県教育委員会・各都道府県知事等にて「通達」。

文管学等第543号・54年9月28日。

防災行政無線テレホンサービス

フリーダイヤル 0120-775-121

先日、防災行政無線が聞こえない。町内に立っていないようなので増やせないのか？というお話を頂きました。夕方5時になると機器の動作確認も兼ねて、音楽が流れてきますが、家の中にいると気づかない人も多いのではないのでしょうか？

「聞こえない」という意見があるのもうなずけますが対策方法は、どのようなことが考えられるでしょうか。担当部署の災害対策室に話を聞きました。

音量を大きくする？

過去に西枇杷島町(現・清須市)などで、騒音被害として放送差し止め訴訟が起こされた例もあり、悩ましい問題です。

音量を大きくしても、強風や雨音で放送内容がかき消されます。気象条件によっては役に立たないという認識を、住民側としても持った方が良いのではないかと思います。

スピーカーの増設は？

現在のスピーカーの配置状況や音の届く範囲を示す地図を確認しました。ほぼ居住地域をカバーしていることになっており、増設という考えを持って

いません。市の腰はかなり重い様子です。

担当課と話すうちに「あさひ安全安心メール」と「防災行政無線テレホンサービス」を紹介されました。

安心メールは、携帯電話やパソコンへ災害時の警報の他に、犯罪や交通事故、不審者情報などをメール配信するもの。

テレフォンは、防災行政無線が聞き取れなかったときに、フリーダイヤルで内容を確認するものです。聞こえないという市民の声にこたえるものですが、悠長な話です。

先日の地震の誤報を思うと、ダイヤル中に地震が来そう、切迫した緊急事態には役立ちません。メールも携帯を所持しない人は使えません。

市には今後も防災ラジオの導入など改善計画があります。市は今ある設備の急に進むものではありません。市は今ある設備の長所と短所を十分市民に伝え、どのような対応をするべきか住民間で話題にしてゆることが大切だと思えます。

どう考える？ 聞こえない防災行政無線